

財政援助団体等監査結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

1	ハロフェス実行委員会(財政援助団体監査)
・ 監査対象補助金	浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金 (平成28年度分)
・ 補助金の所管課	中区役所 区振興課
2	シンコースポーツ・東海美装興業グループ(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設	浜松市北部水泳場
・ 施設の所管課	中区役所 まちづくり推進課
3	公益財団法人浜松市体育協会(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設	浜松市舞阪総合体育館、浜松市舞阪乙女園グラウンド
・ 施設の所管課	西区役所 まちづくり推進課
4	ビル保善グループ(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設	浜松市新橋体育センター、浜松市沖洗運動場、 浜松市瓜内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、 可美公園施設、江之島アーチェリー場
・ 施設の所管課	南区役所 区民生活課
5	株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設	浜松市天竜ボート場、浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家、 浜松市天竜相津マリナー
・ 施設の所管課	天竜区役所 まちづくり推進課

第2 監査の範囲

- 1 財政援助団体については、平成28年度に執行された本市からの補助金の交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。
- 2 公の施設の指定管理者については、主に平成28年度及び平成29年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第3 監査の期間

平成30年2月5日から同年6月6日まで

第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

1 ハロフェス実行委員会(財政援助団体監査)

(1) 補助金の概要

補助金名	浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金 (平成28年度分)
所管課	中区役所 区振興課
交付団体の所在地	浜松市北区都田町1230番地
補助金の目的	市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、区の特徴を活かした事業や課題を解決することを目的とする。
補助金交付対象	ア 地域コミュニティづくりに関する事業 イ 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業 ウ 地域の特性を活かしたまちづくり事業
補助金額	1,120,000円
補助率	40%以内

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

2 シンコースポーツ・東海美装興業グループ(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市北区東三方町 354 番地の 2

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市北部水泳場
所管課	中区役所 まちづくり推進課
所在地	浜松市中区高丘西四丁目 7 番 1 号
施設の概要	延床面積：1,996.70 m ² 建物：鉄骨造一部木造 2 階建て 屋内：温水プール、徒歩プール、ウォータースライダー 等 屋外：流水プール、児童プール、観覧席 250 席 等
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
指定管理料	47,292,684円(平成28年度) 47,145,732円(平成29年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の使用許可に関する業務 イ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 管理施設等の維持管理に関する業務 エ 自主事業に関する業務 オ その他浜松市が必要と認める業務

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

3 公益財団法人浜松市体育協会(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市東区和田町 808 番地の 1

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市舞阪総合体育館、浜松市舞阪乙女園グラウンド
所管課	西区役所 まちづくり推進課
所在地	ア 浜松市舞阪総合体育館 浜松市西区舞阪町舞阪 2623 番地の 32 イ 浜松市舞阪乙女園グラウンド 浜松市西区舞阪町弁天島 3071 番地
施設の概要	ア 浜松市舞阪総合体育館 地上 2 階鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 敷地面積 5,476.1 m ² 延床面積 3,980.1 m ² 体育室、卓球室、トレーニング室 等 イ 浜松市舞阪乙女園グラウンド 敷地面積 9,152 m ² グラウンド、倉庫棟 等
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
指定管理料	25,440,000 円(平成 28 年度) 25,313,000 円(平成 29 年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の使用許可に関する業務 イ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 管理施設等の維持管理に関する業務 エ 自主事業に関する業務 オ 地域振興及び地域貢献に関する業務 カ その他浜松市が必要と認める業務

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

4 ビル保善グループ(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

静岡市葵区鷹匠二丁目 23 番 9 号

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市新橋体育センター、浜松市沖洗運動場、 浜松市瓜内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、 可美公園施設、江之島アーチェリー場
所管課	南区役所 区民生活課
所在地	ア 浜松市新橋体育センター 浜松市南区新橋町 1 番地の 2 イ 浜松市沖洗運動場 浜松市南区若林町 15 番地の 8 ウ 浜松市瓜内スポーツ広場 浜松市中区瓜内町 1825 番地 エ 浜松市大塚グラウンド 浜松市南区大塚町地内安間川河川敷 オ 可美公園施設 浜松市南区増楽町 920 番地の 2 カ 江之島アーチェリー場 浜松市南区江之島町 1197 番地
施設の概要	ア 浜松市新橋体育センター 体育館、トレーニング室、庭球場、野球場 等 イ 浜松市沖洗運動場 グラウンド 等 ウ 浜松市瓜内スポーツ広場 グラウンド 等 エ 浜松市大塚グラウンド グラウンド 等 オ 可美公園施設 総合センター(鉄筋コンクリート造 2 階建)、 野球場、庭球場、球技場、水泳場、弓道場 等 カ 江之島アーチェリー場 アーチェリー場 等
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
指定管理料	81,767,137円(平成28年度) 80,722,304円(平成29年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 管理施設の利用許可に関する業務 イ 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 ウ 管理施設等の維持管理に関する業務 エ その他浜松市が必要と認める業務

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

5 株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市天竜区月 963 番地の 1

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市天竜ボート場、浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家、浜松市天竜相津マリーナ
所管課	天竜区役所 まちづくり推進課
所在地	ア 浜松市天竜ボート場 浜松市天竜区月 969 番地の 1 イ 浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家 浜松市天竜区月 963 番地の 1 ウ 浜松市天竜相津マリーナ 浜松市天竜区相津 85 番地の 2
施設の概要	ア 浜松市天竜ボート場 月艇庫、伊砂ボートパーク、コース 2,000m イ 浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家 宿泊棟(宿泊定員 78 人)、食堂棟(定員 160 人) ウ 浜松市天竜相津マリーナ 管理事務所、艇庫 等
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
指定管理料	17,960,000円(平成28年度) 17,794,000円(平成29年度)
利用料金制	導入済
指定管理者の主な業務	ア 共通業務 (7) 管理施設の利用の許可に関する業務 (イ) 管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務 (ウ) 管理施設等の維持管理に関する業務 (エ) その他浜松市が必要と認める業務 イ 浜松市天竜ボート場 (7) 施設利用者の安全管理及び監視等に関する業務 (イ) 市との連絡調整、関係団体等その他連絡調整に関する業務 ウ 浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家 (7) 宿泊棟及び食堂棟の管理運営に関する業務 (イ) 市との連絡調整、関係団体等その他連絡調整に関する業務 エ 浜松市天竜相津マリーナ 船明ダム湖面の安全管理指導に関する業務

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部の事務において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

財政援助団体等監査

天竜区役所 まちづくり推進課、株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体

条例に定める休場日以外の休場について(所管課及び団体に対するもの)

平成 29 年度、天竜ボート場において、浜松市天竜ボート場条例第 4 条に定める日以外に休場とした日があったが、臨時に休業する場合に必要な市長の承認を得ていない。

休場の取扱いについては、条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。

第 6 財政援助団体等監査の結果に基づく意見について

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体(公の施設の指定管理者監査)

公の施設 浜松市天竜ボート場、浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家、浜松市天竜相津マリーナ

所管課 天竜区役所 まちづくり推進課

公の施設は、安全に、かつ安心して利用できるよう市民に提供されるべきものであるが、指定管理者が管理する当該施設においては、ボート場や宿泊施設が含まれるなど一層のリスク・マネジメントが求められるところである。市は、指定管理者と連携して現状の安全管理体制を検証するとともに、その結果、さらに講ずべき措置があるならば早急に取り組まれない。

また、浜松市天竜ボート場条例に規定する開場時間は午後 9 時までとなっているが、実際はそれ以前の時刻で終了している等、条例に定める開場時間及び休場日等が施設の運営実態と異なることから市においては状況を把握し、合理的な範囲内で条例の見直しを図られたい。